

# 福岡県公報

平成二十七年九月十五日  
第三千七百二十八号  
増刊 ①

## 目次

告示(第七百四十八号・第七百四十九号)

- 福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課)
- 福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課)

## 告示

福岡県告示第七百四十八号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第十六百七十六号)の一部を次のように改正する。

別表一事業の規模の欄を次のように改める。

### 事業の規模

1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)

これに加えて、間伐及び更新伐については、施業代行者が実施する場を除外するもの(要間伐森林において、施業代行者が実施する場を除外するもの)。

(イ) 間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上(「民有林」と協定した森林整備等(平成15年4月22日14林公団第35号林野庁長官通達)に基づき締結された森林植業の一体化を図る団地(以下「森林共同施業団地」という。))の設計に保る協定の対象となつていない民有林(以下「森林共同施業団地」)

共同施業団地(以下「共同施業団地」という。)で実施される場合、当該団地の面積が5ヘクタール以上(付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は平成二十七年9月15日適用する。

福岡県告示第七百四十九号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年九月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程(平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三)の一部を次のように改正する。

別表一事業主体の欄中「森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」を「特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる者をいう。以下この表において同じ)。」とし、「森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条7号に掲げる特定非営利活動法人等」を「森林組合等、森林整備法人等(森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの)をいう。)、特定非営利活動法人等」と定める。

別表一中

市町村	
人工造林	
高木	
下植栽等	
未熟	
下刈り	
刈りこし	
刈りこし	
樹木掘りこし	
伐打ち(ア)・(イ)・(ウ)	
除伐	
保育間伐	
間伐	
付帯施設等整備	
荒廃竹林整備	
森林作業道整備	

を

花鈴系年産植替え	
花粉生産額促進事業	
付帯施設等整備	
本人被害防止施設等整備	
林内作業場及び林内かん水施設整備	
荒廃竹林整備	
森林作業道整備	

に

市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者とする。

改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は平成二十七年年度分の交付金から適用する。